

広島県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十三年八月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市八本松町篠字タバサ一二三三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

放送設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備えて縦覧に供する。）

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市八本松町篠字タバサ一二三三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

放送設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備えて縦覧に供する。）